

べっし
別紙

きよたくかいごしえんひ きほんたんか
《居宅介護支援費の基本単価》

ようかいごどくぶん 要介護度区分	ようかいご 要介護1・2	ようかいご 要介護3～5
とりあつか けんすうくぶん 取扱い件数区分		
かいごしえんせんもんいんひとりあた 介護支援専門員1人当りの りようしゃ かず 利用者の数が にんみまん ばあい 45人未満の場合	きよたくかいご 居宅介護 しえんひいち 支援費Ⅰ えん つき 12,076円/月	きよたくかいご 居宅介護 しえんひいち 支援費Ⅰ えん つき 15,690円/月
// にんいじょう ばあい 45人以上の場合に いじょう みまん ぶぶん おいて、45以上60未満の部分	きよたくかいご 居宅介護 しえんひに 支援費Ⅱ えん つき 6,049円/月	きよたくかいご 居宅介護 しえんひに 支援費Ⅱ えん つき 7,828円/月
// にんいじょう ばあい 45人以上の場合に いじょう ぶぶん おいて、60以上の部分	きよたくかいご 居宅介護 しえんひさん 支援費Ⅲ えん つき 3,625円/月	きよたくかいご 居宅介護 しえんひさん 支援費Ⅲ えん つき 4,692円/月

たんに えん けいさん
《◎1単位は、11.12円で計算しています》

とうじぎょうしょ うんえいきじゆんげんさん がいと う ばあい じょうききんがく
※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/
100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定
しません。特定事業所集 中 減算居宅サービスの内容が特定の
事業者(とくていじぎょうしょしゅうちゅうげんさん
がいと う ばあい じょうき
に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記
きんがく えん げんがく
金額より2,224円を減額することとなります。

りようりょう じぎょうしゃ ほうていだいりじゅりょう おこな ばあい
※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

じょうき かかわ りようりょう ぜんがく しはら
上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。

ばあい ていきょうしょうめいしょ こうふ
この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、
りょうしゅうしょ そ す しちょうそん きょたくかいご
「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス
けいかくひ しきゅうしんせい おこな
計画費の支給申請を行ってください。

にんいじょう ばあい けいやくび ふる じゆん わ あ
※40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、

けんめいじょう ばあい きょたくかいごしえんぴ また さんてい
40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

しんがた かんせんしょう たいおう とくれいてき ひょうか
※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価とし

れいわ ねん がつまつ あいだ きほんほうしゅうたんいすう うわのせ
て令和3年9月末までの間、基本報酬単位数に0.1%が上乗せされ
ます。

	か さん 加 算	か さん が く 加算額	さん てい かい すう どう 算 定 回 数 等
介護度による区分	しよ かい か さん 初 回 加 算	3,336 円	しんき きょたく サービス けいかく きょせい 新規に居宅サービス計画を作成する 場合 しょうしえんしや ようかいごにんてい う 要支援者が要介護認定を受けた場 あい きょたく サービス けいかく きょせい ばあい 合に居宅サービス計画を作成する場合 ようかいごじょうたいくぶん くぶんいじょうへんこう 要介護状態区分が2区分以上変更され た場合に居宅サービス計画を作成する ばあい きょたく サービス けいかく きょせい 場合

<p>① 入院時情報連携加算 (Ⅰ)</p> <p>② 入院時情報連携加算 (Ⅱ)</p>	<p>① 2,780 円</p> <p>② 2,224 円</p>	<p>① 利用者が入院してから入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者にかかる必要な情報提供をしていること。</p> <p>② 利用者が入院してから翌日または翌々日に情報提供した場合</p>
<p>退院・退所加算</p> <p>カンファレンス参加なしの場合</p> <p>① 連携1回(Ⅰ)イ</p> <p>② 連携2回(Ⅰ)ロ</p> <p>カンファレンス参加ありの場合</p> <p>③ 連携1回(Ⅱ)イ</p> <p>④ 連携2回(Ⅱ)ロ</p> <p>⑤ 連携3回(Ⅲ)</p>	<p>① 5,004 円</p> <p>② 6,672 円</p> <p>③ 6,672 円</p> <p>④ 8,340 円</p> <p>⑤ 10,008 円</p>	<p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携3回」を算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合</p>

	<p>ターミナルケアマネジメント^{かさん}加算</p>	<p>4,448 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象 ・ 24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・ 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
	<p>通院時情報連携^{かさん}加算</p>	<p>556 円</p>	<p>利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行った</p> <p>ばあい 場合</p> <p>りようしゃひとり (利用者一人につき 1 月に 1 回を げんど 限度)</p>

<p>きんきゅうじとうきょたく 緊急時等居宅カンファレンス かさん 加算</p>	<p>2,224 円</p>	<p>びょういんまた しんりょうじよ もと とうがい 病院 又は診療所 の求めにより、当該</p> <p>びょういんまた しんりょうじよ しよくいん とも 病院 又は診療所 の職員 と共に</p> <p>りようしゃ きょたく ほうもん 利用者の居宅を訪問し、カンファレン</p> <p>スをおこない ひつよう おう きょたく スを行い、必要に応じて居宅サービス</p> <p>など りよう ちょうせい おこな ばあい ひとつき 等の利用調整 を行った場合（一月に</p> <p>かい げんど 2回を限度）</p>
<p>とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（Ⅰ）</p>	<p>5,771 円</p>	<p>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）</p>
<p>とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（Ⅱ）</p>	<p>4,681 円</p>	
<p>とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（Ⅲ）</p>	<p>3,591 円</p>	
<p>とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（A）</p>	<p>1,267 円</p>	
<p>とくていじぎょうしよいりようかいごれんけいかさん 特定事業所医療介護連携加算</p>	<p>1,390 円</p>	<p>とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）</p>